

民営化に向けた

保護者等の説明・意見交換会

園子育て支援課 TEL22-6839

- ▶日時 9月16日(金) 13時30分～
- ▶場所 山県市保健福祉ふれあいセンター 3階 集会室
- ▶定員 20人
- ▶内容 市・移管先法人からの入園説明
- ▶申込方法 子育て支援課に電話で申し込みしてください。

※随時、質問・意見などを受け付けています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を中止する場合があります。

施設形態	保育を提供する施設	学校教育を提供する施設	保育を提供する施設
	私立保育所	幼稚園	小規模保育
施設名	富岡保育園	はなぞの北幼稚園	ねっこ園
運営主体	学校法人 春日学園	学校法人 春日学園	特定非営利活動法人 山県楽しいプロジェクト
入園可能な年齢	生後6カ月から	満3歳児から	生後10カ月から2歳
開園時間	月曜～土曜 7時30分～19時	月曜～金曜 7時～19時	月曜～土曜 7時30分～18時30分
休園日	日曜・祝日・年末年始	土曜・日曜・祝日・年末年始、 夏季・冬季・春季休暇	日曜・祝日・年末年始
利用時間	保育(月曜～土曜) 保育標準時間 7時30分～18時30分 保育短時間 8時30分～16時30分	学校教育(月曜～金曜) 10時～15時	保育(月曜～土曜) 保育標準時間 7時30分～18時30分 保育短時間 8時30分～16時30分
延長保育 預かり保育	延長保育(月曜～土曜) 保育標準時間 18時30分～19時 保育短時間 7時30分～8時30分、 16時30分～19時	早朝保育(月曜～金曜) 7時～8時30分 延長保育(月曜～金曜) 16時～19時 預かり保育(土曜) 8時30分～13時 ※預かり保育は夏季・冬季・春季 休暇期間中も実施	詳しくは、ねっこ園に問い合わせ てください。 園ねっこ園 TEL050-8881-6556
入園基準※	あり	詳しくは、はなぞの北幼稚園に問 い合わせてください。 園はなぞの北幼稚園 TEL22-5656	あり

保育料などについて

・幼児教育・保育無償化により、保育所・認定こども園を利用する3歳児から5歳児と、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児は保育料が0円。また、幼稚園を利用する満3歳から5歳児の保育料は、月額25,700円まで無償。

- ・保育所、認定こども園、幼稚園などの行事費・通園送迎費・食材料費などは保護者負担。
- ・0歳児から2歳児の保育料は市が所得に応じて算定します。

詳しくは子育て支援課に問い合わせてください。

園子育て支援課 TEL22-6839  1497

令和5年4月～

市内の多種多様な

幼児教育・保育施設を紹介します！



令和5年4月から、高富保育園・富岡保育園の民営化(令和5年認可予定)により、市内幼児教育・保育施設は民間と公立の運営主体が共存し、保育所、認定こども園、小規模保育、幼稚園のような多種多様な施設を選べるようになります。保護者の皆さんのニーズに沿ったさまざまな幼児教育・保育サービスを提供するので今回は表で各施設の特徴をお知らせします。

※表の内容は、今後変更になる場合があります。

施設形態	保育を提供する施設		保育と学校教育を提供する施設	
	公立保育所		幼保連携型認定こども園	
施設名	梅原保育園、大桜保育園、伊自良保育園、富波保育園、みやま保育園		高富保育園	
運営主体	山県市		社会福祉法人 同朋会	
入園可能な年齢	生後10カ月から		生後57日から	満3歳児から
開園時間	月曜～金曜 7時30分～19時 土曜(大桜のみ) 7時30分～18時		月曜～金曜 7時～19時 土曜 7時30分～18時	
休園日	日曜・祝日・年末年始		日曜・祝日・年末年始	土曜・日曜・祝日・年末年始、 夏季・冬季・春季休暇
利用時間	保育(月曜～土曜) 保育標準時間 7時30分～18時30分 (土曜は18時まで) 保育短時間 8時30分～16時30分		保育(月曜～土曜) 保育標準時間 7時30分～18時30分 (土曜は18時まで) 保育短時間 8時30分～16時30分	学校教育 (月曜～金曜) 9時30分～15時30分
延長保育 預かり保育	延長保育 (月曜～金曜) 保育標準時間 18時30分～19時 保育短時間 7時30分～8時30分、 16時30分～19時 (土曜) 保育短時間 7時30分～8時30分、 16時30分～18時		延長保育 (月曜～金曜) 保育標準時間 7時～7時30分、 18時30分～19時 保育短時間 7時～8時30分、 16時30分～19時 (土曜) 保育短時間 7時30分～8時30分、 16時30分～18時	預かり保育 (月曜～金曜) 7時30分～9時30分、 15時30分～19時
入園基準※	あり		あり	なし

※入園基準(保育を受けるための基準)

児童の保護者が全員、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・1カ月に64時間以上働いている(家事以外)
- ・妊娠中または出産後間がない
- ・疾病・負傷または心身に障害がある
- ・同居の親族を常時介護または看護している
- ・災害(震災・風水害・火災その他)からの復旧にあたっている
- ・求職活動を継続的に行っている
- ・就学しているまたは職業訓練を受けている
- ・DV・虐待から避難している
- ・その他市長が保育が必要と認める場合